

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則実施要領

1 趣旨

この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県規則第13号。以下「施行細則」という。）第7条第2項第11号及び第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 認定の申請に添付する書類

施行細則第7条第2項第11号の知事が必要と認める書類は、当該事業地の登記事項証明書（所有権を有しない場合は、登記事項証明書並びに土地及び建物の賃貸借契約書の写し）とする。

3 知事が別に定める事項

施行細則第16条の知事が別に定める事項は、以下のとおりとする。

- (1) 施行細則第7条第2項第6号のフロン類の回収容器の保管場所については、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に係る貯蔵の技術上の基準に従うこと。
- (2) 施行細則第8条第1項第3号の第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器は、次に掲げるものとする。
 - ア フロン類回収設備
 - イ フロン類回収容器
 - ウ 冷媒の分析機器
 - エ フロン類の移充填のための高压ガス設備
- (3) 施行細則第8条第1項第4号のフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者とは、次に掲げる資格等を有する者とする。
 - ア 冷媒フロン類取扱技術者
 - イ 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
 - ウ 高压ガス製造保安責任者（冷凍機械）
 - エ 冷凍空気調和機器施工技能士
 - オ 高压ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - カ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
 - キ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
 - ク 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
 - ケ 自動車電気装置整備士（平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
- (4) フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、フロン類の引取り及び引渡しを証する書面（以下「引取等証明書」という。）に次に掲げる事項を記載し、第一種フロン類充填回収業者に当該引取等証明書を交付しなければならないものとする。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第59条第2項及び第3項の規定は、引取等証明書について準用する。
 - ア 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - イ フロン類の引取りを終了した年月日
 - ウ 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
 - エ フロン類を引き渡した第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号

オ 引き渡したフロン類の種類ごとの量及び引渡しの際にフロン類が充填されていた
容器の識別番号

カ 引取り及び引渡しを行った第一種フロン類引取等業者の氏名又は名称、住所及び
認定番号

キ 引取等証明書の交付年月日

ク フロン類の引渡しを完了した年月日

4 適用期日

この要領は、平成28年4月1日から施行する。